



【重要】

本件は、大学等の高等教育機関への進学・修学に関する情報提供です。
文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等の進学・修学のため、返還不要の給付型奨学金(年間最大約160万円)をはじめとした各種支援策を講じています。経済的支援策は、制度の存在を知らなければ活用できないものがあること、それが進路選択等に大きく影響しうること等を踏まえ、必要な情報を遗漏なく学生・生徒へ周知いただくようお願いします。

7 文科高第 1555 号
令和 8 年 1 月 26 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 校 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 劳 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長
塩 見 み づ 枝
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄
(公印省略)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念すること等がないよう、返還不要の給付型奨学金の支給をはじめ、各種の支援策を講じています。

については、支援が必要となる学生・生徒に情報が行き渡るよう、下記支援策等に関して、各学校においては所属の学生・生徒に対して、各都道府県知事においては所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の高等学校及び専修学校に対して、国公立大学長においては管下の附属学校に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に対して周知をいただくとともに、それぞれの留意事項等を十分に踏まえた適切な対応をお願いします。なお、周知に際しては、本件は高等教育機関への進学・修学に関することであり、主として大学等や高等学校等を対象に周知をお願いすることであることを踏まえ、その周知先を適切にご判断いただく等、学校現場の負担軽減に配慮いただくようお願いいたします。

記

1. 高等教育費の負担軽減に係る国の制度（高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構

の貸与型奨学金)について【別紙1】

(1) 高等教育の修学支援新制度

低所得者世帯（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）及び多子世帯（3人以上の子供を扶養する世帯）の学生等を対象として、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学（学部）、短期大学、高等専門学校（4・5年）及び専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）の学生等に授業料・入学金の減免及び返還不要の給付型奨学金の支給を行っています。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等に基づき、在学する学生等のうち対象者として認定を受けた者について、授業料等を減免することとされています。また、当該者に対する給付型奨学金の支給は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行います。

支給額、対象者の要件の詳細は、以下の文部科学省ホームページをご覧ください。

高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

(2) 機構の貸与型奨学金

(1) よりも幅広い世帯の学生等を対象として、機構において、大学（学部）、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等に、無利子奨学金及び有利子奨学金の貸与を行っており、あわせて、その返還が困難な方向けに返還猶予制度や減額返還制度等の支援を実施しています。【別紙2】また、大学院段階においては、特に優れた業績を収めた方に対して無利子奨学金の返還を減免する仕組みも用意しています。

特に優れた業績による返還免除制度

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/index.html>

(3) 家計が急変した学生等に対する支援について

やむを得ない事由（生計維持者が死亡した場合や震災、火災、風水害等により就労が困難となった場合等）により家計が急変した世帯の学生等に対しては、(1)及び(2)の両制度において、随時申込みを受け付けるとともに、直近の所得情報に基づいて採用（支援可否）の判定を行うなど、きめ細かな対応を行っています。

(1)～(3)の制度について、大学等進学希望者、学生等及びその保護者等に情報が行き届くよう、下記（※1）のような様々な機会を通じて周知願います。その際、機構において、奨学金の制度等についての理解を促進するための「スカラシップ・アドバイザー」【別紙3】を高等学校や大学等へ派遣する等、周知のための支援策を実施しているほか、(1)については、文部科学省において、【別紙4】及び下記（※2）のとおり各学校において周知に活用できる資料を用意していますので御活用ください。

また、(1)及び(2)については、高校3年生及び学生等に対し、期限内に各学校にお申し込みいただくよう、適切な情報提供をお願いします。

なお、(1)～(3)の制度において、収入要件については、基本的に世帯年収で判定

しますが、虐待等から避難し独力で生計を維持している者等の場合、本人の所得のみで収入の要件を判定できることもあります。必要に応じて個別の事例について機構に確認するなど、学生等に寄り添った対応をお願いいたします。更なる制度の詳細につきましては機構へお問い合わせください。

(※1) 周知の例

(高等学校等の場合)

・高等学校の奨学金担当者や進路指導担当者向けの会議で配布し、生徒・保護者への周知依頼
(大学等の場合)

- ・入学の際の説明会などで学生等・保護者に配布
- ・大学等から学生等・保護者への各種書類（学生納付金の納付手続書類、成績通知、学校広報誌など）の送付時に同封
- ・学生等向けポータルサイトに掲示し、メールなどで学生等・保護者に情報提供

(※2) 大学等・高等学校向けの修学支援新制度の周知用資料（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418422_00001.htm

2. 大学等における入学金・授業料等の納付猶予について

各大学等におかれでは、これまで、家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免等に取り組んでいただいているところですが、引き続き、入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等について、納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をいただくようお願いします。

特に、高等教育の修学支援新制度の利用者に係る授業料等の納付については、まとまった資金の用意に苦慮することが多いことから、本制度における授業料等減免の上限額を上回る分のみを請求するなど、制度の趣旨や、利用者の経済的状況等に鑑みて、改めて御配慮をお願いします。その際、授業料の減免を希望し各校に申請する在学生に関しては、申請を受けてから支援対象として認定するまでの間、授業料納付を猶予することを原則として取り扱いいただくようお願いいたします。

また、令和7年6月26日付で「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」を発出していますので、引き続き検討の上、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

さらに、各大学等において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生等の経済的な負担を軽減する観点からは、休学中の学生等については、授業を受講しないため、当該学生等から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないことに御留意下さい。休学中に在籍料等の名目で徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱や減免措置、徴収金の復学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮をいただくようお願いします。

3. 大学等における各種経済支援策の情報共有及び情報発信について

各大学等におかれでは、経済的に困難な学生等が支援策を知ることなく退学・休学等に至ることがないよう、学籍管理などをを行う担当者と、経済的支援などの学生支援を行う担当者との間で、学生等の状況及び支援策の内容等について、十分に情報共有いただき、学修支援や生活相談に組織的に取り組んでいただくよう、お願いします。

あわせて、プッシュ型の情報発信への御協力をお願いします。以下(1)及び(2)のとおり、学生等に直接お知らせすることができる内容をまとめていますので、各大学等の

独自の経済支援策（学内において提供できるアルバイト等を含む）や相談窓口情報と併せ、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き届くよう、積極的に情報発信いただくようお願いします。

その際、周知の手段、周知媒体（封筒等）のデザイン、タイミング等の工夫によって学生等が得られる情報に大きく差が生まれ得ることに留意し、困難や不安を抱える学生の目線に立った対応をお願いします。

（1）文部科学省ホームページの特設サイト

○高等教育の修学支援新制度の特設サイト（学びたい気持ちを応援します）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

（2）経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧

上記1. の経済的支援及びその他の支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧及び文部科学省ホームページの特設サイトにアクセスできるQRコード（令和8年1月時点）を学生等向けに【別紙5】にまとめましたので、周知をお願いします。特に、退学や休学を検討している学生等への対応に当たっては、「修学継続チェックリスト」【別紙6】の周知と併せて、個々の事情を聴き取りながら、適切かつ細かな対応をお願いします。

また、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。【別紙7】

このほか、生活保護制度については、本来大学等で修学する学生等は、対象とされていませんが、病気のために休学する場合は、保護の要件を満たせば、生活保護を受けることが可能であり、また、その間奨学金が停止された場合でも、復学時の手続により奨学金が再開される場合があります。令和6年2月1日付けの「虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援及び大学等進学を希望する生徒のいる被保護世帯への支援について」も御確認いただき、当該学生等に適切に御案内願います。

【別紙8】

4. 大学等における修学に係る相談体制の整備等の徹底について

各大学等における修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保等）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。

<添付書類>

- (別紙1) 奨学金制度の概要（学部生等向けの全体像）
- (別紙2) 貸与型奨学金の返還支援制度
- (別紙3) スカラシップ・アドバイザーについて
- (別紙4) 「高等教育の修学支援新制度」周知用資料
- (別紙5) 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和8年1月～）
- (別紙6) 「修学継続チェックリスト」
- (別紙7) 大学等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度
- (別紙8) 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援及び大学等進学を希望する生徒のいる被保護世帯への支援について（令和6年2月1日付け厚生労働省・こども家庭庁事務連絡）

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体及び別紙1～8について

文部科学省高等教育局 学生支援課（内3050）
E-mail: gakushi@mext.go.jp

○高等教育の修学支援新制度に係る学校事務等について

文部科学省高等教育局 学生支援課高等教育修学支援室（内3496）
E-mail: qafutankeigen@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）
E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）
E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）
E-mail: senmon@mext.go.jp

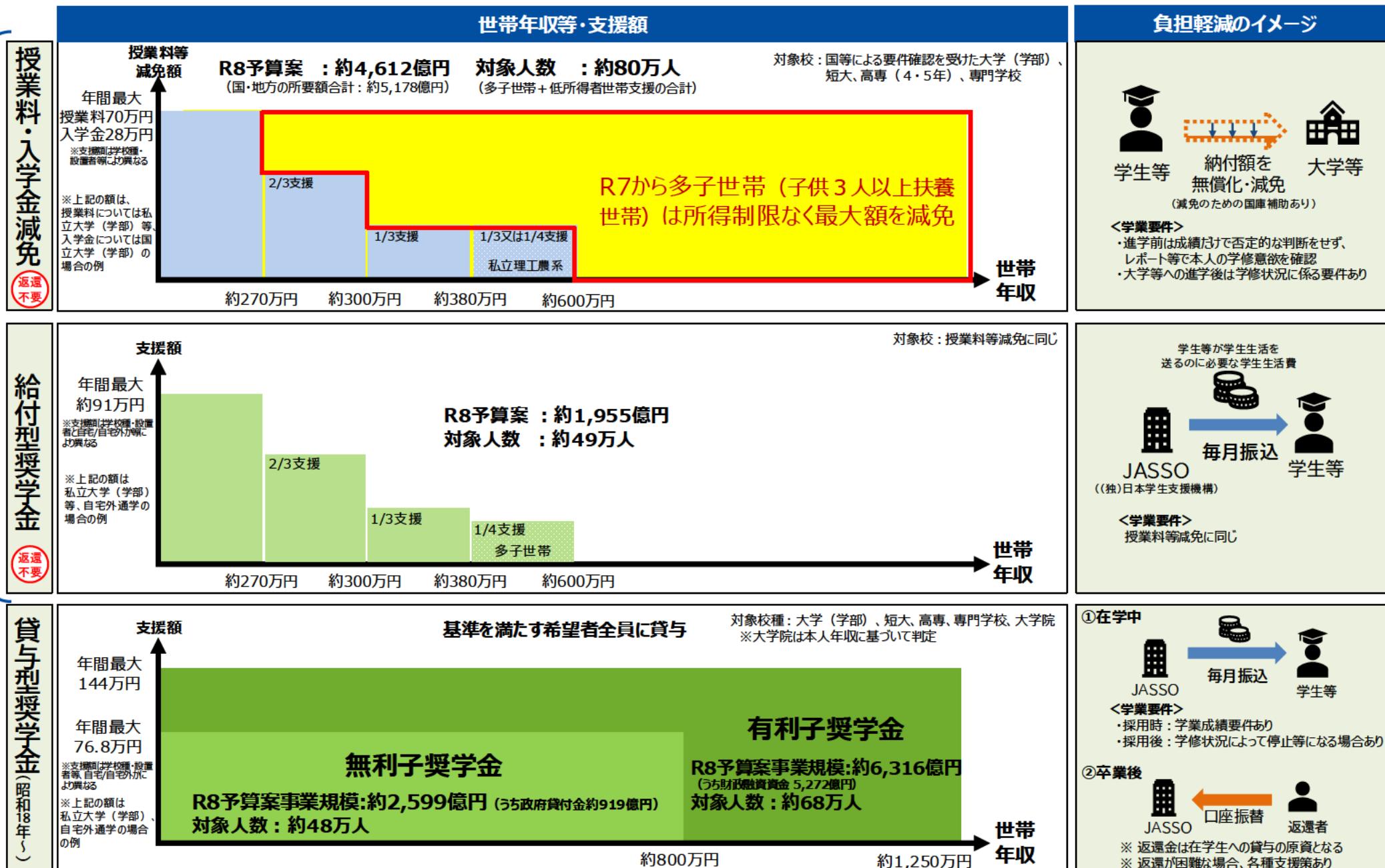
○専修学校について

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内2915）
E-mail: syosensy@mext.go.jp

高等教育費の負担軽減（学生等への経済的支援）

教育の機会均等及び少子化対策の観点から、**公費による全国的な制度**として、**高等教育の修学支援新制度**及び**貸与型奨学金**により、学生等の経済的負担を軽減。

高等教育の修学支援新制度(令和2年度)



※世帯年収は夫婦・子2人世帯の場合の目安

※各支援は組み合わせて受けることが可能（高等教育の修学支援新制度を利用する場合、無利子奨学金については貸与上限額が調整される。）

※この他、大学院生については、修了段階の「授業料後払い制度」、国費や大学独自の予算による各大学の授業料免除制度に係る支援、若手研究者に係る経済的支援制度により支援。

貸与型奨学金の返還支援制度

卒業生が奨学金を無理なく返還できるよう、日本学生支援機構（JASSO）などでは以下の取組を進めています。

1. 「JASSO」月々の返還負担を軽減します！

返還が難しくなったら、まずはJASSOに相談することが大切です。

災害、傷病、経済困難などで奨学金を返還できないときは以下の制度を利用できます。※返還すべき元金や利子の総額は変わりません。新卒者については、証明書類の提出が不要です。

●返還期限猶予制度

申請により月々の返還を猶予。その分、返還期間が延長されます。

＜経済困難の場合＞・収入基準額：年間収入300万円以下

・適用期間：最長10年間

●減額返還制度

申請により返還期間を延長することで月々の返還額を減額。

※R6.4より、制度を利用可能な年収上限を400万円に引き上げ、毎月の返還額を最大4分の1まで減額できるように見直し。

＜経済困難の場合＞・収入基準額：年間収入400万円以下（子供2人世帯500万円、子供3人以上世帯600万円）

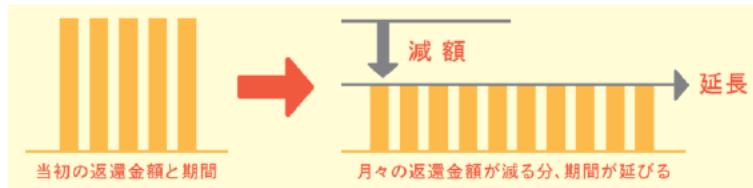
・適用期間：最長15年間

・減額割合：2/3、1/2、1/3、1/4

詳しい制度の内容はこ
ちらからご覧ください。



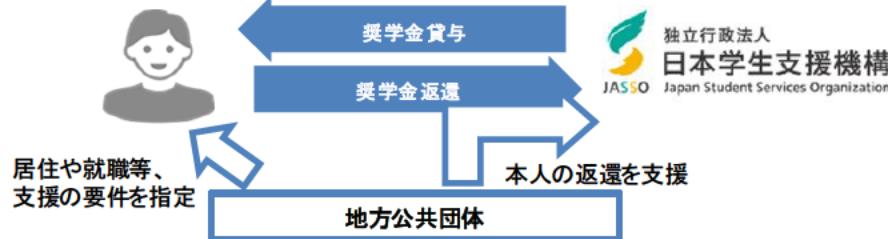
日本学生支援機構HP



2. 「地方公共団体※」奨学金の返還を支援しています！

地方公共団体が指定する地域企業へ就職する等の要件を満たすことで、地方公共団体が奨学金の返還を支援する地方創生の取組が全国に広まっています。

- (例)・3年間認定企業で就業することで返還額の2分の1を支援。
- ・県内に居住、就業することで総額100万円を支援。など



奨学金返還支援に取り組む地方公
共団体はこちらから
ご覧ください。



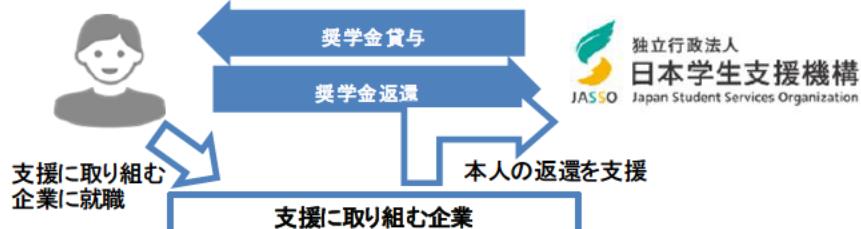
内閣府特設HP

3. 「企業※」奨学金の返還を支援しています！

※実施数：4,515社（令和7年12月末時点）

奨学金を受けていた社員に対して、奨学金の返還を支援してくれる企業があります。

- (例)・一定の勤続年数を満たした社員の返還額を支援。
- ・20代の若手社員の返還を支援 など



奨学金返還支援に取り組む企業はこ
ちらからご覧ください。



日本学生支援機構HP

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等をすることにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。

・高等学校の場合は、進学説明会や「総合的な学習の時間」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。

・大学等の場合は、学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明会などに是非ご活用ください。

・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

①全体説明 (50~90分程度)

- ・大学等への進学のための資金計画の説明
- ・奨学金事業の概略の説明 など

②個別相談 (30~90分程度 希望がある場合)

- ・資金計画の作成への助言 など

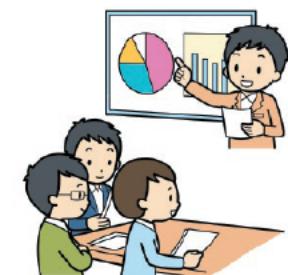
※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索





学びを、お金で、 あきらめない。



大学や専門学校などの学びは、高校までよりもお金がかかります。

年間最大約 160万円の「返さなくていい奨学金」等の支援が受けられます！

世帯年収や進学先に応じた金額など詳しいことは

「JASSO」や「修学支援」で検索を

自分が支援の対象になることを知らない中高生がたくさんいます
身近な方やSNSでの拡散に御協力をお願いします。



「返さなくていい奨学金」サイト



授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度

(年収～380万円程度(両親・子2人世帯の場合))

- 授業料等減免 年額最大約70万円**

(住民税非課税世帯・私立大学生の場合)

- 給付型奨学金 年額最大約91万円**

(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合)

高等教育の修学支援新制度
特設HPはこちら



返済不要！

※令和6年度より、多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等の中間層(世帯年収600万円程度)へ対象を拡大。

令和7年度からは、多子世帯について所得制限なく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を減免。

詳細については、進学先の学校にてお問合せください。

大学等独自の授業料等減免など

(「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

経済的に困難な学生等に対しては、大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免等を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

◎国の教育ローン 学生1人に最大450万円融資：日本政策金融公庫

◎生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） 最大月6.5万円無利子で貸付：都道府県社会福祉協議会

◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等



修学支援
新制度

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生（左）
・まなびーちゃん（右）

日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金

無利子：年収～800万円程度

有利子：年収～1,250万円程度(両親・子2人世帯の場合)

- 無利子 月額最大6.4万円(年額76.8万円)の貸与**

- 有利子 月額最大12万円(年額144万円)の貸与**

※令和8年4月から各学校で申込受付開始

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり、返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

貸与型奨学金
の詳細はこちら



学生の皆さんへ

学費や生活費などに困っていませんか？

【令和8年1月時点、使える支援策一覧】



あなたが使えるものがあるかも！！！

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金（ <u>高等教育の修学支援新制度</u> ・貸与型奨学金） <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付（教育支援資金）
幅広い世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金（ <u>貸与型奨学金</u> ） <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
多子世帯の学生	<input type="checkbox"/> <u>高等教育の修学支援新制度</u> による授業料等減免
父母等の所得が急激に減少（家計急変）した学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 <u>（高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応）</u> ※家計急変後の収入に応じ、 <u>随時申請可能</u> <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
家庭内暴力（DV）で避難している、児童養護施設等から通学している等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記各種制度等において、 <u>例えば左記のような状況により、父母等ではなく、本人が生計維持者と認められる場合あり</u>
<u>貸与型奨学金の返還が不安な学生</u>	<input type="checkbox"/> JASSO の貸与型奨学金における、返還支援制度（返還期限猶予・減額返還）や、 <u>所得連動型返還方式の活用</u> <input type="checkbox"/> <u>卒業後就職した企業が本人に代わって返還する制度（代理返還制度）</u> や、 <u>地方に就職する卒業生に対する地方公共団体による返還支援制度</u>

詳細はここからチェック！↓

○高等教育の修学支援新制度について



○日本学生支援機構の貸与型奨学金について



大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和7年9月時点)

別紙7

国の教育ローン（日本政策金融公庫） 入学前 入学後

貸付限度額	350万円以内（学生1人あたり） ※一定の要件に該当する場合は、子供1人につき上限450万円まで借入れ可能
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応。 (例：子供2人の場合、世帯年収が890万円以内)
利息	年3.15%（固定金利）※令和7年9月時点
備考	・日本学生支援機構の奨学金との併用可。受験費用は合格前から借入れ可能。 ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や保証料の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】

(都道府県社会福祉協議会) 入学前 入学後

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等>月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税率程度）等
保証人	不要（世帯内で連帯借受人が必要）
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会（市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からぬときは、都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構） 入学後

貸与金額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択
対象	・予約採用（高3の春又は秋に実施）により、第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を入学年月分から利用する方（給付型奨学金の支給により貸与額が0円となる場合を含む）（入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません）。 ※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込み等をしたもの、審査の結果融資を受けられなかったことが利用条件となります。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
利息	年1.841%（固定金利の場合）※令和7年3月時点
備考	・第一種奨学金または第二種奨学金の初回交付時に併せて振り込まれる（1回限り）。 ・貸与終了後（卒業後）に第一種奨学金または第二種奨学金と併せて返還する。
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資 入学前

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となつた方。
利息	年2.85%程度（固定金利）※令和7年6月1日時点
備考	・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	一般社団法人 全国労働金庫協会 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

事務連絡
令和6年2月1日

各 都道府県
市区町村 民生主管部局、児童福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援及び
大学等進学を希望する生徒のいる被保護世帯への支援について

平素より生活保護行政、生活困窮者自立支援行政及び児童福祉行政の推進に
御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

被保護世帯の子どもに対する大学等進学支援については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正により、新生活の立上げ費用を支給する進学準備給付金を創設するなど、支援策の充実を図ってきたところです。令和2年4月からは、文部科学省において、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学生の支給を行う高等教育の修学支援新制度も実施されています。さらに、令和4年6月には、虐待等により保護者の元から避難した大学生等が、一時的に生活に困窮し、修学を継続することが困難となる場合があることを踏まえ、高等教育の修学支援新制度の運用が見直されたことに伴い、事務連絡を発出し、保護の実施機関、自立相談支援機関、児童相談所における活用可能な支援の着実な実施等、留意いただきたい事項をお示ししたところです（令和4年6月2日付厚生労働省社会・援護局保護課等連名事務連絡「高等教育の修学支援新制度の周知等について」）。

今般、当該者について安定的な生活をさらに支援する観点から、上記事務連絡に保護の実施機関等の関連機関における連携促進、当面の居所確保、緊急小口資金の再貸付の案内、休学に当たっての留意事項等の内容を新たに加えた形で整

理しました（上記事務連絡及び令和5年2月1日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）」の内容も今回の事務連絡の内容に含めています。）。

これらを踏まえ、下記のとおり、虐待等により保護者の元から避難し、一時的に生活に困窮する大学生等や、大学等進学を希望する生徒のいる生活保護世帯への支援に当たって留意いただきたい事項をお示ししますので、御了知の上、管内の保護の実施機関、自立相談支援機関及び児童相談所への周知徹底をお願いします。その上で、相談者の状況に寄り添った迅速で丁寧な対応をお願いします。なお、文部科学省からも、別添のとおり事務連絡が発出されています。

また、高校生世代の子どもがいる被保護世帯等、支援を必要とする世帯に幅広く情報が伝わるよう、市町村関係部局、子どもの学習・生活支援事業の実施者、自立相談支援機関、家計改善支援事業の実施者、生活福祉資金の貸付窓口その他の関係機関に対しても周知をお願いします。

記

1 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援について

(1) 高等教育の修学支援新制度等の運用の令和4年7月の見直しの概要

大学等に在学中の学生が、虐待等により保護者の元から避難した場合、一時的に生活に困窮し、修学を継続することが困難となる場合がある。

高等教育の修学支援新制度では家計基準が設けられており、上記の場合は、独立生計者として学生・生徒本人の所得・資産のみで判定した上で、基準を満たせば支援対象となるものである（両親のうち片方と共に避難した場合は、当該保護者と本人）。一方で、在学中に採用申込みを行うことができる時期は、虐待等により保護者の元から避難した場合、春と秋の定期採用の募集に限られていた。

令和4年7月に、支援の更なる充実の観点から、文部科学省において運用を見直し、高等教育の修学支援新制度の利用について、春と秋の定期募集に加え、家計急変による随時採用も併せて利用できることとした上で、貸与型奨学金についても同様に家計急変による随時採用を認めることとされた。

(2) 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援

ア 関係機関との連携と各種制度の利用支援

虐待等により保護者の元から避難した大学生等から保護の実施機関、自立相談支援機関及び児童相談所に対して支援を求める相談があった場合、本人からの相談内容に応じ、相談を受けた各機関において、速やかに

関係機関と連携し、各種制度の利用を支援すること。具体的には、以下の関係機関・制度が想定される。

- ・自立相談支援機関：一時生活支援事業（シェルター事業の利用）を含めた居所の確保支援、その他相談支援全般
- ・在籍する大学等及び日本学生支援機構：高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）（参考1参照）、貸与型奨学金（参考2参照）
- ・婦人相談所：一時保護や婦人保護施設の入所
- ・保護の実施機関：病気を理由とする休学等を伴う保護の開始
- ・児童相談所：児童自立生活援助事業所への入所のあっせん

特に、当面の居所の確保が必要である場合には、自立相談支援機関で相談を受け止め、必要に応じて、一時生活支援事業によるシェルター事業の利用や、他の自治体のシェルターへのつなぎ等を含めて、居所の確保に向けて迅速に調整を行っていただきたい。その際、シェルター事業については、令和6年度予算案において、緊急の受入れ対応に加算する仕組みを設ける内容（別紙参考資料2参照）を盛り込んでいるところであり、予算が成立した際には当該加算の活用もご検討いただきたい。

また、令和6年度予算案において、新規事業としてこども若者シェルター・相談支援事業（別紙参考資料3参照）も盛り込んでいるところであり、予算が成立した際には本事業の実施・活用も積極的にご検討いただきたい。

また、シェルターからの退所等に当たっては、自立相談支援機関で、利用後の住居の確保に向けた居住支援や、児童相談所と連携して児童自立生活援助事業所につなぐ等の支援を行っていただきたい。

このほか、令和5年度補正予算において、虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等にアウトリーチ支援を行う事業（別紙参考資料4参照）も盛り込んでいることから、本事業の実施・活用も積極的にご検討いただきたい。

イ 緊急小口資金の活用について

高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金の振込みや、貸与型奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合は、緊急小口資金の活用（最大10万円）も考えられることから、学生等本人の相談内容に応じ、本人が当該貸付の申請を市区町村社会福祉協議会に行うことも併せて促

していただきたい（参考3参照）。加えて、緊急小口資金を活用した上でもなお生活費が不足する場合には、再度、緊急小口資金の貸付が可能であるため、必要に応じて紹介していただきたい。なお、日本学生支援機構の奨学金は、申請時点に遡及して支援されることから、本人の判断によっては緊急小口資金の償還に充てることも可能であるが、給付型奨学金については差し押さえが法律で禁じられるなど、学資として活用されることが確実となるような制度である点も御留意いただきたい。

また、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金について、家計急変による随時採用は、虐待等により保護者の元から避難した場合に加え、災害、生計維持者の死亡、事故、病気による就労困難及び非自発的失業の場合に利用が可能であることから、これらの事由により生活に困窮する大学生等から相談があった場合にも同様に対応していただきたい。

ウ 大学生等が休学する場合の留意事項について

学生等本人の相談内容に応じて関係機関と連携の上、各種制度の利用支援を行っていただくことが重要であるが、学生等本人が病気等により休学する場合、以下の点に留意の上、適切に対応していただきたい。

- ・ 休学の時点で本人が日本学生支援機構による奨学金の支給や貸与を受けている場合、本人は、奨学金の休止手続きを行う必要があること
- ・ 生活保護制度について、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること（参考4参照）
- ・ 保護を受けている休学中の学生等が復学する場合、保護の実施機関において、保護の廃止等をすることになるが、本人が、奨学金の復活手続きを行うことにより、奨学金の支給や貸与が再開される場合があること（参考5参照）

2 大学等進学を希望する生徒のいる被保護世帯への支援について

（1）子どもの大学等への進学に向けた関心を高めるための支援

子どもの大学等進学を促進するためには、高校生及びそれ以前より、高校卒業後の進路の一つとしての大学等進学を周知し、子どもの大学等進学についての関心を高めるよう働きかけることが重要である。このため、被保護世帯の家庭訪問等の機会において、高校生及びその保護者に対する大学等進学に関する様々な情報提供や、高校卒業後の進路に関する早期からの相談及び助言等の支援に努めていただきたい。

あわせて、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を効果的に行うため、子どもの学習・生活支援事業の積極的な実施に努めていただきたい

い。

同事業では、高校中退防止や進路選択に向けた情報提供等（公的支援や奨学金など）を実施している自治体もあることから、事業の実施に当たって参考にしていただきたい。

（2）高等教育の修学支援新制度や貸与奨学金等の積極的な周知等

被保護世帯の高校生及びその保護者等に対して、改めて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金等を積極的に周知するとともに、大学等進学を希望する者に対しては、これらの活用を促していただきたい（参考1及び2参照）。

また、上記の制度の周知に当たっては、高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金の支給が開始されるのが大学入学後であることから、それまでの間のつなぎとして、貸与型奨学金（日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった者が利用可能な労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資）や生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）等を利用することができる点について留意いただきたい。

（3）大学等進学に要する費用の確保の支援

大学等進学に要する費用の確保を支援するため、高校生のアルバイト代並びに国の教育ローン及び各種奨学金に関する収入認定除外等や進学準備給付金の支給について、被保護世帯の子どもが中学校や高等学校等に就学中の間から、子ども及びその保護者に対し積極的に周知した上で適切に実施していただきたい（参考6、7及び8参照）。

あわせて、より効果的な支援を行う観点から、大学等への進学を検討している被保護世帯に対する被保護者家計改善支援事業の積極的な実施に努めいただきたい。

（参考1）高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）の概要

高等教育の修学支援新制度は、低所得者世帯（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）の学生に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を併せて支援する制度であり、原則として父母及び本人の所得及び資産により判定される（父母が生活保護を受けていれば本人のみの所得及び資産により判定されるため、多くのケースで支給対象となることが考えられる）。

所得・資産に係る要件のほか、支援対象者の学業成績・学修意欲に係る要件がある。大学等への進学前は、高等学校在学時の成績だけで判断されず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認することと

している。一方で、大学等への進学後は、出席率や取得単位数、GPA 等の学業成績により、支援の継続や打切りが判断される。

採用方法としては、高校 3 年生等向けの予約採用及び大学等の在学生向けの在学採用の 2 種類がある。

(参考 2) 貸与型奨学金（第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子））

給付型奨学金に加え、学力基準・家計基準に照らし幅広い世帯の者を対象に、奨学金の貸与を受けることが可能。

貸与月額は、学校の種類や通学形態等によって異なるが、大学で貸与を受ける場合、第一種奨学金の最高月額は 64,000 円、第二種奨学金の最高月額は 120,000 円。

(参考 3) 緊急小口資金の概要

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うもの。対象者は低所得世帯等。貸付上限額は 10 万円以内。申し込み後には、各都道府県社会福祉協議会による審査がある。再貸付が可能。

(参考 4) 世帯分離により就学している者の医療費取扱い等

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問 1-56 及び問 1-57

問 1-56

世帯分離により就学している者の医療費の取扱い

問 世帯分離の取扱いを受けて大学等で就学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合は医療扶助を行ってよいか。

答 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなおって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要があろう。

問 1-57

大学就学者の医療費の取扱い

問 大学で就学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合の取扱いはどうするか。

答 大学で就学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者に対してまで、大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。

(参考 5) 世帯内就学に伴う世帯分離の取扱い

大学等への進学にあたって、生活保護世帯の出身者が大学に通学する場合は、局長通知第 1 の 4 の (2) の要件を満たした場合に世帯分離の対象となる。

この場合、本人への扶助は行われなくなるが、給付型奨学金やアルバイト等の収入については、生活保護制度の制約を受けずに使用することができる。さらに、この場合において、住宅扶助費は減額されないこととしている。(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第 7 の問 52)

(参考 6) 高校生のアルバイト代に関する収入認定除外の取扱い

勤労控除（基礎控除・20 歳未満控除等）とは別に、大学進学に係る以下の費用を収入認定しないこととできる。

(a) 学習塾費等、高等学校就学費の支給対象とならない学習費（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(課長通知第 8 の問 58)

(b) 事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び入学料（課長通知第 8 の問 58-2）

(c) 就学に伴って直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居費用（課長通知第 8 の問 58-2）

(d) 国の教育ローンの償還金（課長通知第 8 の問 58-2）

なお、上記の(b)から(d)までについては、以下の点が求められる。

- ・ 本人の意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること
- ・ 自立支援計画を策定の上、収入認定除外によって生じた金銭を別に管理し定期的に報告を行うことが可能であること

※ このほか、大学等の入学金等に充てるための費用として保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合について、その使用目的を確認の上、保有を認めることができる（課長通知第3の問18-2）。

（参考7）国の教育ローンや各種奨学金に関する収入認定除外の取扱い

当該金銭の受領者が高校生の親である場合であっても、自立更生計画を策定の上、以下の費用を収入認定しないこととできる（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2の（3）のイ、課長通知第8の問40の（2））
(e) 学習塾費等、高等学校就学費の支給対象とならない学習費
(f) 大学等への就学後に要する費用として、大学の授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額

なお、上記の(f)について、その償還金を親の収入から控除することはできないが、当該高校生が大学進学し被保護者でなくなった後に、償還金に充てるための金銭を出身被保護世帯に恵与した場合、その金銭は収入認定除外できることとしている。（局長通知第8の4の（3）、課長通知第8の問41-2）

（参考8）進学準備給付金の支給

生活保護制度において、高等学校の卒業後に大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金（進学に伴い転居する者30万円、その他の者10万円）が支給される。

（別紙参考資料）

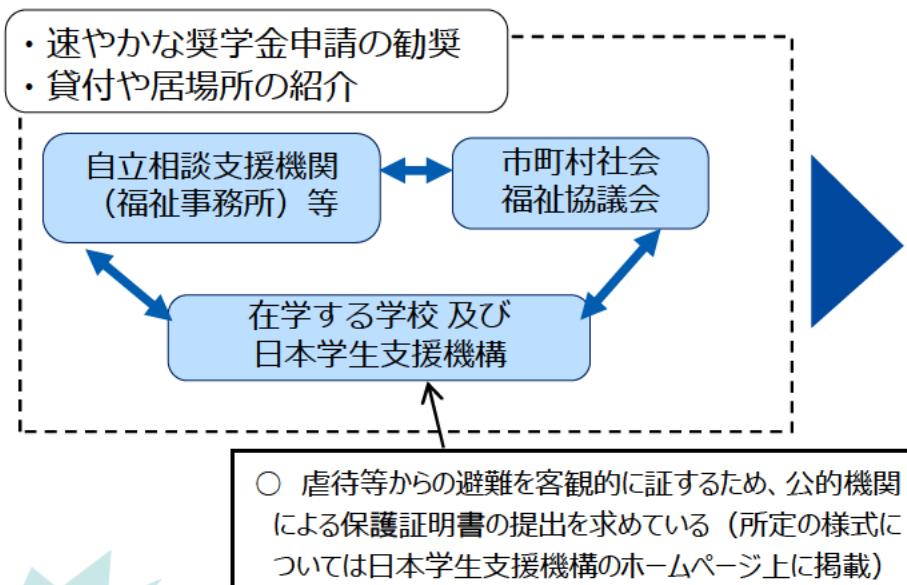
1. 虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等への支援について
2. 一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）
3. こども若者シェルター・相談支援事業
4. 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等にアウトリーチ支援を行う事業

虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等への支援

- 大学生等が虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する場合の対応として、高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）において、随時申込みを受け付けている。
- 最初に相談を受け付けた支援機関は、相談内容に応じて、速やかに関係機関と連携し、制度の利用を支援をする。
- 当面の居所も確保できない場合には、一時生活支援事業によるシェルター利用を推進する。そのため、自立相談支援機関で相談を受け止め、必要に応じて、他の自治体のシェルターへのつなぎ等を含めて、居場所の確保に向けて迅速に調整を行う。
シェルター退所等に当たっては、児童相談所と連携して児童自立生活援助事業所につなぐ、賃貸住宅に移行する等の支援を行ふことを推進する。
- 奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合には、本人の状況に応じて、緊急小口資金貸付（最大10万円）の活用を促す。
※ 緊急小口資金を活用した上でもなお生活費が不足する場合には、再度、緊急小口資金の貸付が可能（合計最大20万円）。
- 給付型奨学金（最大75,800円/月）のほか、貸与型奨学金（有利子最大12万円/月）も活用できる。

奨学金振り込みまでの期間に利用できる支援

当面の居場所の確保方策



	内容	相談先
一時生活支援事業 (シェルター)	住居のない生活困窮者に対し、宿泊場所や衣食の供与等を実施	自立相談支援機関 (福祉事務所)
婦人保護事業	一時保護やDV被害女性等に係る生活支援・心理的ケア等を実施	婦人相談所
その他の民間シェルター等	実施形態等様々。 ※友人宅に避難している場合も考えられる。	

※ このほか令和6年度予算案でこども若者シェルター・相談支援事業を新設

シェルター退所等に当たっては、児童相談所と連携して児童自立生活援助事業所につなぐ、賃貸住宅に移行する等の支援を行ふことを推進

児童自立生活 援助事業所	義務教育終了後の児童等に対し、日常生活上の援助や生活指導を実施	児童相談所
-----------------	---------------------------------	-------

1ヶ月程度

緊急小口資金貸付（最大10万円）

（申請から支給まで最短で約1週間程度）

※ 上記を活用した上でもなお生活費が不足する場合には、
緊急小口資金の再貸付を実施

3ヶ月程度

奨学金支給の 決定・開始

※申請月に遡及して支給

※ このほか令和5年度補正予算で虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援を行う事業を新設

虐待等
からの
避難

一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）

令和6年度当初予算案 531億円の内数（545億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算 創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者

※原則365日受入れ対応

3 実施主体等

3 緊急一時支援のスキーム

- **緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して**、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、**支援先・受入れ先の調整等を行う**。

＜緊急一時的な対応の依頼＞

自治体
自立相談機関

相談

緊急一時的な
支援が必要な
生活困窮者
※2

原則365日受入れ（断らない支援）

一時宿泊施設（シェルター）※1

【現行の一時生活支援事業による対応】

- ・宿泊場所の供与、食事の提供 等

【緊急一時支援による対応】

- ・簡易なアセスメントによる**支援先・受入れ先の調整への協力**
- ・受入れ施設・地域の調整への協力 等

必要な支援へのつなぎ

支援先の例

- ・地域包括支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・自立相談支援機関
- ・生活保護
- ・婦人相談所（女性相談支援センター）
- ・児童相談所

受入れ先の例

- ・老人ホーム
- ・ショートステイ
- ・自立支援センター
- ・救護施設
- ・婦人保護施設（女性自立支援施設）
- ・児童養護施設
- ・自立準備ホーム

各分野の支援事業・支援機関

生活困窮者自立支援法
に基づく支援

法以外の支援

民生委員による見守りなど
インフォーマルな支援

※1 既存のシェルターの活用を想定

※2 具体例

- ・友人宅で生活していたが同居人とのトラブルで家を追い出されたケース
- ・DV被害で自宅に帰れないケース

1 事業の目的

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

2 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。

① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。（基本相談は必須とし、それ以外は加算で対応）



3 実施主体

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】基本分：1か所あたり17,579千円 加算分：1か所あたり23,087千円

【補 助 率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

令和5年度補正予算：2.7億円

1 事業の目的

- 親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付などに基づく生活援助物資を自宅等にアウトリーチ型で届けることにより、脆弱な生活基盤の支えとともに、援助をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした事業を創設する。
- まずは、モデル事業として創設。今後モデル事業の成果も踏まえつつ補助事業として展開していくことを想定。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①生活援助物資の配布・配送

生活援助物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品）の保管場所の貸借に係る費用、寄付元の企業から保管場所への輸送費用、保管場所から事業対象である若者宅への配送料、事業の告知・受付等に要する費用などの事業費のほか、寄付元となる企業等の開拓・調整等の事業推進に携わる支援者（コーディネーター）の人事費を補助する。

②相談支援員の配置

上記①の実施と連携して相談援助を行う支援者を配置する際、その人事費に相当する額の加算を講じる。

【対象者】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（下記a～cに該当する者に限る）

a) 専門学校や大学等に入学後1年以内の者 b) 定時制高校または通信制高校を卒業後1年以内の者等 c) 大学や専門学校等を卒業後1年以内の者

3 実施主体

都道府県または指定都市（NPO等の民間団体へ委託することを想定）

4 補助率

都道府県、指定都市 10/10（※モデル事業）